

項番 52 「監査の受審状況」

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、規則第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入します。

項番 53 「公認会計士等の数」

審査基準日における建設業に従事する職員のうち、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入します。

いない場合は「0」を記入します。

※令和5年3月31日までの間に限り、平成29年3月31日までに一級登録経理試験に合格した者は講習を受講していない場合でも計上できます。

項番 54 「二級登録経理試験合格者の数」

審査基準日における建設業に従事する職員のうち、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの又は規則第18条の3第3項2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入します。

いない場合は「0」を記入します。

※令和5年3月31日までの間に限り、平成29年3月31日までに二級登録経理試験に合格した者は講習を受講していない場合でも計上できます。